

令和3年度 土岐市まちづくり支援事業費補助金 募集要項

1. 補助の目的

まちづくり活動を行う団体の自主的な事業に対して補助金を交付することにより、住みよい地域社会の活性化を図ることを目的としています。

2. 補助の対象団体

次の要件をすべて満たす団体・グループが補助の対象となります。

- ① 構成メンバーが5人以上あり、その半数以上が市内に在住、在勤、在学している団体
- ② 会計等の規程が整備されている団体
- ③ 政治活動、宗教活動を目的としていない団体

3. 補助内容

(1) 補助対象経費

まちづくり活動の事業を行うのに必要な経費が対象となりますが、以下のような経費は対象となりません。

- 事務所等の家賃や維持管理費など団体の運営経費
- 団体のメンバーの人件費や謝礼など
- 慰労目的の食糧費など
- 営利目的と認められる事業に係る経費
- 市、市の関係機関からの補助金を受けている事業に係る経費
- イベントの参加賞や景品など購入したものをそのまま配布するような物品の購入費
(手作り教室などで参加者が自分で物を作る場合の材料費などは補助対象)

(2) 補助金の額【詳細は次ページ参照】

補助対象となる経費から事業収益(入場料や売上料などその事業によって得た収入)や他の助成金を除いた額に補助率を乗じて、補助上限額の範囲内で補助金額を算出します(千円未満切り捨て)。

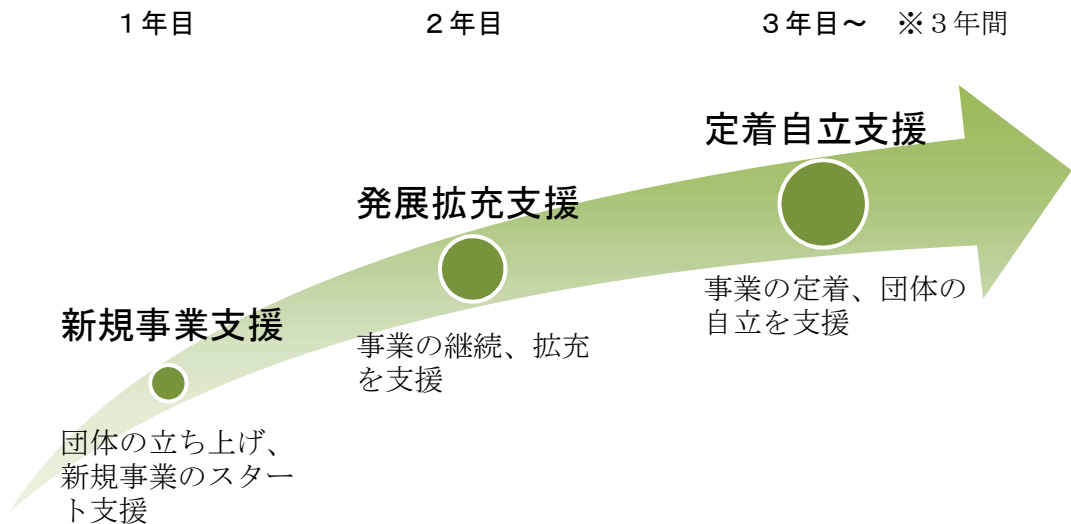
(3) 補助事業期間

原則、令和3年4月1日以降に事業に着手し、令和4年3月31日までに事業を完了してください。交付決定前に着手している事業も対象となります。

【補助金の額等 一覧】

区分	内容	補助率	補助上限額 (事業費)	同一事業にお ける補助回数	
ハード事業	施設等の整備、保全等の事業の補助	9/10 以内	450 万円 (500 万円)	1 回まで	
ソフト事業	新規事業支援	9/10 以内	45 万円 (50 万円)	1 回まで	
	発展拡充支援	7/10 以内	35 万円 (50 万円)	1 回まで	
	定着自立支援	5/10 以内	25 万円 (50 万円)	3 回まで	
	非継続事業支援	イベント等の単年度に限る非継続的な事業等を支援するための補助	5/10 以内	25 万円 (50 万円)	1 回まで
		上記のうち土岐フォーラムにおいて実施する場合	7/10 以内	35 万円 (50 万円)	1 回まで

【ソフト事業 補助の流れ】



4. 申請手続

(1) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を作成、準備してください。

- ① まちづくり支援事業費補助金交付申請書
- ② 補助事業実施計画書<別紙1>
- ③ 団体の規約
- ④ 会員名簿(氏名、住所、役職等の肩書が記載してあるもの)
- ⑤ 収支予算書<別紙2>
- ⑥ その他事業を説明する資料など

様式はまちづくり推進課で配布しています。電子データは、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請書の提出

- 提出期限 **令和3年5月21日(金)**
(市役所閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- 提出方法 まちづくり推進課へ持参又は郵送で下記の「7. お問合せ先」へ送付
- ※ 提出された申請書類は、審査会の時に一部抜粋して配布資料とします。また、返却はしません。

5. 審査

(1) 審査会

申請団体の代表者による事業内容のプレゼンテーション及び審査委員からの質疑を受ける公開による審査会を行います。詳細については、申請団体に別途案内します。

開催日：令和3年6月上旬(予定)

場 所：土岐市役所

※ 状況により実施しない場合や、内容を変更して実施する場合があります。

(2) 審査基準

審査会では以下の審査基準で審査を行います。

① 事業の目的及び効果	目的を明確に持って事業に取り組んでいるか、事業効果がはっきりしているか
② 地域資源の活用	土岐市の資源が活かされているか
③ 事業の公益性	多くの市民が賛同できるものか、対象効果が特定のものに限定されていないか
④ 事業の継続性・発展性	今後の事業展開が期待できるか、他地域への波及が期待できるか
⑤ 創意工夫	新たな・独自の発想や取り組みが行われているか
⑥ 施設等の継続性 【ハード事業のみ】	整備する施設等が次年度以降も継続利用できるか 整備後の施設等を維持管理できるか
⑥事業の自立性 【ソフト事業のみ】	事業の計画に自立が見込める事業であるか
⑥事業の集客性はあるか 【非継続事業のみ】	事業の周知や集客活動は十分に行われるか、市内のみならず市外からの集客も見込めるか

(3) 審査結果

審査結果は、申請団体の代表者に個別に通知します。また、審査会から約1週間後に市ホームページで公表します。

各団体に交付する補助金額の合計が予算額を超えた場合は、審査結果に応じ、予算の範囲内で補助金を交付します。また、審査結果によっては、予算額に余裕があっても補助金を交付しないこともあります。

6. 事業の完了、変更報告等

(1) 事業の変更、中止

事業を実施していく中で事業内容や経費の配分（20%以上の増減）に変更が生じた場合は、変更承認申請書を提出してください。

事情により事業を中止、廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書を提出してください。

(2) 事業完了

事業完了後、以下の書類を作成、準備し、事業完了後30日以内または令和4年4月10日までに提出してください。補助対象経費が申請時よりも減額となった場合は、補助金額を減額します。逆に申請時よりも増額となっても、補助金額は増額できません。

- ① まちづくり支援事業費補助金実績報告書
- ② 事業実績報告書
- ③ 収支決算書
- ④ 活動状況の分かる写真
- ⑤ 支出に関わる領収書のコピー

※ 実績報告書や活動写真は、一部抜粋し、市ホームページに掲載します。

(3) 補助金の支払い

補助金は事業完了後、実績報告書などの書類を審査し、補助金費が確定した後に口座振込により支払いします。補助金（概算払）交付請求書を提出してください。請求書の提出から約1カ月後に指定された口座に振込みます。また、必要に応じて概算払により事業完了前に交付を受けることができます。

7. お問い合わせ先

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 番地
土岐市役所 地域振興部 まちづくり推進課
☎ : 0572-54-1207 (直通) FAX : 0572-55-7763
✉ : machisui@city.toki.lg.jp
ホームページ : <http://www.city.toki.lg.jp/>

トップページ
→くらし・手続き
→市民活動
→まちづくり支援事業費補助金

